



もっときれいな街へと願い 喫煙者のマナー向上を願い清掃活動

栗山たばこ婦人部（藤田敦子部長）が6月16日、喫煙者のマナー向上を目的とした清掃活動「スモーキングクリーンキャンペーン」を行いました。「ひろえば街がすきになる運動」と書かれたのぼりを掲げ、同部員や関係者12名が参加。駅前通り商店街から役場庁舎までの道路脇などに捨てられたタバコの吸い殻やゴミなどを30分かけて拾い集めました。藤田部長は「この活動が喫煙者マナーの向上につながり、もっと町がきれいになればと思って毎年取り組んでいます」と話していました。



赤十字のお祭り ヨーヨー釣りなどの縁日で賑わう

栗山赤十字病院が主催する「赤十字フェスティバル2014 in 栗山」が6月14日、同病院で開かれました。赤十字のさまざまな活動を「見て、触れて、体験して」もらうために毎年行われているものです。普段見ることはできないCT・X線のテレビ室の見学など多くのイベントコーナーや、ヨーヨー釣りや綿あめが楽しめる縁日コーナーなども設けられ、子どもからお年寄りまで楽しめるフェスティバルとなり多くの参加者で賑わいました。



楽しいお話の世界へ ちびっこたちも大喜びの「こども読書まつり」

今年で30周年をむかえた、おはなしボランティア「栗の子」（小原富佐子代表）主催の「こども読書まつり」が6月14日、町図書館で開かれました。参加した親子連れなど約100人は、迫力満点の大型紙芝居「ピノキオ」をはじめ、次々と広がるお話の世界にひきこまれていました。読み聞かせの他にも、マジックショーなどで会場は大盛り上がりでした。最後に30周年を記念した缶バッジやお菓子などのお土産が参加者にプレゼントされ、子どもたちは大喜びしていました。



脳の健康教室の開校式 読み書きと楽しい会話で認知症予防

栗山町社会福祉協議会（橘一也会長）主催による「脳の健康教室」の開校式が6月4日、南部公民館で行われました。簡単な読み書きや計算などで脳を活性化させ、認知症の予防が目的で、参加した7名は、1から100までの数字を順に並べる「すうじ盤」や読み書きプリントなどの課題に取り組みました。完成タイムが実年齢より20歳も若かった中島外雄さん（77歳）は「簡単な課題なので続けていけそう。半年間、自分のために楽しみながら頑張ろうと思います」と話していました。



ボランティアでバス停清掃 きれいなバス停を気持ち良く使って！

ボランティア団体「ひまわりグループ」（田畑広子会長）10人が5月31日、町内約30カ所のバス停を4班に分かれて清掃しました。毎年、春と秋に行われているボランティア事業で、ベンチを外に出し、天井や壁のほこりを払い、窓ガラスを拭くと、バス停は見違えるほどきれいになりました。田畑会長は「ごみなどの放置はまだ多いです。ごみは必ず持ち帰ってください。きれいなバス停で皆さんに気持ちよく使ってもらいたいです」と話していました。

16年の努力が認められ YOSAKOIソーラン祭りで表彰

第23回YOSAKOIソーラン祭りにおいて、「北海道知事特別賞」と「敢闘賞」をダブル受賞した「くりやまOH!! 夢乱咲（オオムラサキ）」の堀文彦代表がメンバー2人と、6月9日、椿原紀昭町長へ受賞の報告に訪れました。堀代表は「踊りの技術だけではなく、町内のイベント参加など、長年の地域貢献が認められとてもうれしいです」と話し、「メンバーを増やし、今後もオオムラサキの町、栗山を積極的にPRしていきます」と抱負を話していました。



地域の宝を地域が守る 火薬庫の沢で河川修復作業

ハサンベツ里山計画実行委員会主催による玉石組み作業が、6月1日ハサンベツ川支流の通称「火薬庫の沢」で行われました。治水とフクドジョウなどの生息地づくりを兼ねた今回の奉仕作業は、青年会議所や役場職員など約50人が参加。流域生態研究所の妹尾優二所長から「玉石組み」の手順について説明を受けたあと、参加者は、大きな玉石を手作業で運び、重機で削った川底に敷きつめていきました。午後からは酪農学園大学の学生19人も加わり、5カ所の玉石堤防が組みあがりました。

どうする？ 10年後の栗山町 栗山町第6次総合計画 策定中です。

平成 27～34 年度（8年間）の町の最上位計画



■地域別懇談会を開催します

- ① 7月15日(火) 18:30～
会場：総合福祉センター
- ② 7月16日(水) 18:30～
会場：角田農村環境改善センター
- ③ 7月18日(金) 18:30～
会場：南部公民館

計画原案に対する意見をお聞かせくださいー

町では、昨年度から各種懇談会などでお聞きしたみなさんの意見をもとに、第6次総合計画原案の整理を進めています。その内容を詳しく知っていただき、原案に対する意見をお聞きするため、今後地域、分野ごとに懇談会を開催します。7月に実施する地域別懇談会は下記のとおりです。たくさんのご参加をお待ちしております。



募集

まちづくり審議会・委員会

町では、町民参加の機会を広げるため、各種審議会・委員会などの公募を推進しています。

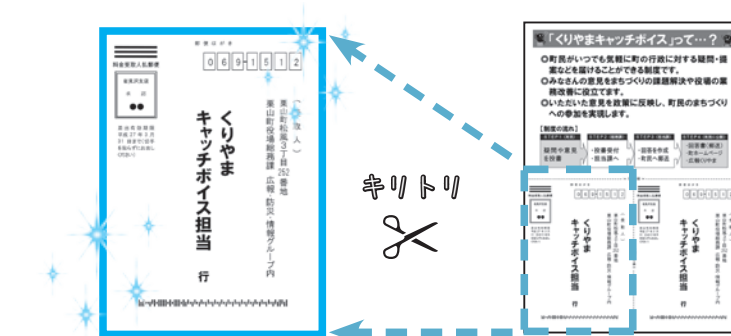
- 応募要領**
- 申込期間 7月1日(火)～18日(金)
 - 応募資格
 - ・町内に在住、在勤、または在学されている満18歳以上の方
 - ・3機関以上の町の審議会・委員会などの委員の方は応募できません。
 - ・専用の申込書に必要事項を記入し、下記申込先まで提出してください。
 - ・申込書は下記申込先でお渡ししますが、町ホームページからもダウンロードできます。
 - 応募方法
 - 決定方法 申込書による書類選考および面談 *申込書は返却しません。

▶栗山町健康増進計画策定委員会

健康増進計画とは？

町では、子どもから高齢者まで全ての町民が共に支え合いながら健やかに生活できるまちを実現し、健康で元気に生活できる期間「健康寿命」を延伸することを目指すために国および道の基本方針などにもとづき、栗山町健康増進計画を策定します。

- 協議内容 町がまとめた「健康増進計画素案」について検討
- 公募人数 3人（総委員数13人）
- 応募資格 今年度3回程度の会議に出席いただける方
- 任期 第1回目の委員会議の日（8月下旬）から平成27年3月31日まで
- 会議など
 - ・平日の夜間（90分程度）全3回程度開催予定
 - ・会議1回出席につき3,000円の謝礼
 - ・この会議は原則公開となります。
- 申込先・問い合わせ 町保健福祉課健康推進グループ ☎73-2256 FAX73-2266
Eメール kenkousuisin-g@town.kuriyama.hokkaido.jp



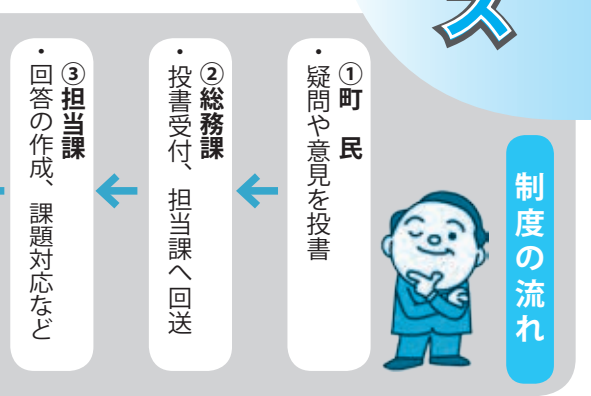
- #### ■制度に関するお問い合わせ
- 町総務課 広報・防災・情報グループ ☎7501
- #### キャッチボイスについて
- 町民の皆さんのまちづくりに対する疑問や意見など、お答えするための仕組みとして、「くりやまキャッチボイス」をスタートします。
- この制度は、いただいた質問や意見に必ず回答し、まちづくりの課題解決や役場の業務改善に役立てていきます。また、ご意見などは政策に反映していきます。
- #### 投書方法について
- ① 広報くりやま折り込みの専用ハガキ（切手不要）
 - ② FAX
 - ③ 町ホームページの専用フォーム
- ※ハガキの折り込みは年5回（今年度は7・9・11・1・3月を予定）※上記のように、ハガキを切り取ってご利用ください。
- ※ハガキをそのまま送信、またはお好きな用紙に必要事項を記入の上、⑦3179に送信してください。

- #### 回答・公開について
- 投書を受け付けてから2週間以内に回答を作成し、投書された方へ直接郵送します。
- 町ホームページに投書と回答をあわせて、全件公開します。
- ※投書者の氏名など個人情報情報は公開しません。記載例：30代女性
- ※ホームページでの公開開始は8月を予定しています。
- 広報くりやま特集ページで公開します。（年5回を予定）
- ※誌面の都合で抜粋・要約をする場合があります。

- #### くりやまキャッチボイスの約束
- くりやまキャッチボイスは寄せられたすべての投書に対して必ず回答を作成します。
- また、町ホームページなどで投書および回答を全件公開します。
- ただし制度の円滑な運用のために「くりやまキャッチボイス取扱基準」を定め、次に該当するものには回答をいたしませんので皆さんのご理解とご協力をお願いします。
- #### ○回答できないもの
- ① 住所・氏名・連絡先（電話番号）が記入されていないもの
 - ② 特定者への誹謗・中傷・指摘・苦情
 - ③ 特定者には職員を含む
 - ④ 質問の主旨が不明なもの
 - ⑤ 同一人で内容が同じ（類似を含む）もの
 - ⑥ 町行政が所管する業務の範囲を超えるもの
 - ⑦ 議会に関するものも答えできません
- ※町外の方は対象外です

- #### インターネット受付について
- ① 下記アドレスから
<https://www.happ.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=StQm4ig>
 - ② 町ホームページトップ画面の注目情報（画面右）から
 - ③ 左のQRコードのリンク先から
- ※QRコードは「株式会社アソシエーション」の登録商標です。
- ※住所・氏名・年齢・電話番号・性別
※電話などで投書内容の確認をさせていただきます。ただし場合によっては氏名は掲載しません。
- ※記載頂いた住所・氏名などは栗山町個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- ※広報誌・ホームページ公開時には、記載内容から個人・団体等が特定されないように編集させていただきます場合があります。

くりやまキャッチボイス



- #### 必須記入事項について
- 住所・氏名・年齢・電話番号・性別
※電話などで投書内容の確認をさせていただきます。ただし場合によっては氏名は掲載しません。
- ※広報誌・ホームページ公開時には、記載内容から個人・団体等が特定されないように編集させていただきます場合があります。

保険証（被保険者証）の一斉更新について

後期高齢者医療制度

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を郵送しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

○新しい保険証の有効期限は、平成27年7月31日までです。
○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町住民生活課住民・国保グループまでお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成27年 7月31日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成26年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

※新しい保険証の色は黄緑色です

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が、平成26年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

今まで減額認定を受けたことがある方で、引き続き減額認定証の交付対象となる方には、保険証とともに減額認定証を郵送します。（申請手続きは不要です）8月1日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

新たに減額認定の対象となる方（次の交付対象に該当する方）には申請書をお送りします。町住民生活課住民・国保グループへ申請してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	平成26年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成26年 8月 1日
有効期日	平成27年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成26年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合

※新しい減額認定証は黄色です

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	・世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方



◆高齢受給者証を更新します

現在ご使用の高齢受給者証の有効期限が平成26年7月31日をもって満了となるため、8月から使える受給者証を7月中に郵送します。8月1日からは古い受給者証を破棄し、新しいものをご使用ください。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）を申請により交付します

減額認定証は、通院・入院した際の医療費や食事代などの自己負担額を軽減するために必要なものです。

8月から減額認定証の交付対象となる方（※）には、高齢受給者証とともに申請書をお送りしますので、町住民生活課住民・国保グループへ申請してください。

※同じ世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税である方

町住民生活課住民・国保グループ
☎ ☎7508

平成26年度の後期高齢者医療保険料などについて

7月に保険料額をお知らせします

◆保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。保険料のお支払いが困難な場合はご相談ください。

◆保険料のお支払い方法

- ①年金からのお支払い
- ②口座振替

（本人の保険証・お支払いする口座の預金通帳とお届け印が必要）

※年金からのお支払いから口座振替に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※税申告の際の「社会保険料控除」はお支払いする方に適用されます。（年金からのお支払いの場合、お支払いする本人の社会保険料控除の対象になります）

町税務課課税グループ
☎ ☎7505

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割} & + & \text{所得割} & = \\ \hline \text{【1人当たりの額】} & & \text{【本人の所得に応じた額】} & \\ \hline 51,472 \text{ 円} & & (\text{平成25年中の所得} - 33 \text{ 万円}) \times 10.52\% & \\ \hline \end{array}$$



- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、ご希望の方に医療費通知を送付します。

なお、次の発行は9月（平成26年1月～6月の医療費を対象）に行います。

◆新たに発行を希望される方へ

- 新たに発行をご希望の方は、左記連絡先へご連絡ください。（電話連絡だけで手続きができます）
- ※すでに発行希望のご連絡をいただいている方には、継続して発行します。
- ※この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

北海道後期高齢者医療広域連合
☎ ☎1(290) 5601
町住民生活課住民・国保グループ
☎ ☎7508

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師に伝えるか、「希望カード」を提示することにより利用することができます。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

希望される場合は、主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によっては、新薬より3～5割以上安くなるものもあります。

町住民生活課住民・国保グループ
☎ ☎7508

70～74歳までの国民健康保険加入の皆さんへ
国民健康保険高齢受給者

生活と環境

【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7510

安全・安心な街を目指して

夏の交通安全運動

これから本格的な観光・行楽シーズンを迎えると、自動車などを利用することが多くなることから、交通事故は増える傾向にあります。交通安全意識の高揚と正しい交通ルールやマナーを実践し、夏休みを控えた「子どもの交通事故」防止と増加傾向にある「高齢者の交通事故」防止、夏場に多い「自転車・二輪車の交通事故」抑止を図りましょう。

■期間

7月11日(金)～7月20日(日)



自バイなどの乗車体験！

7月25日(金)午後2時から午後4時までの間、「くりやま夏まつり会場 商店街イベント広場」において、北海道警察のマスコット「ほくとくん」が来場します。
栗山警察署と栗山町交通安全協会の主催による交通安全の啓発活動の一環事業として、警察官ミニ制服の着用や、白バイ・パトカーの乗車体験、記念撮影、時速5km程度のスピードで衝撃とシートベルトの着用効果が体験できるシートベルトコンビンサーの無料体験ができます。

夏の暴力追放運動

道内の暴力団は、暴力団排除気運の高まりにより社会からの孤立化が進んでいる一方、組織の維持・拡大のため組織の系列化と不透明化を図りながら、巧みに資金獲得活動を潜在化させています。
北海道では、学校の夏休み期間に合わせて「夏の暴力追放運動」を実施します。青少年を犯罪や非行から守り、暴力団の資金源を絶つため、関係機関が実施する取り組みや各種活動と連動させた暴力追放の道民運動を道内全域において強力に推進し、「5ない運動」を展開します。

■期間

7月21日(月)～8月20日(水)



ぜひ、多くの皆さんのご来場をお待ちしております。

- 重点目標
- ・暴力団の違法な資金獲得活動の実態周知と被害防止
 - ・少年に対する暴力団の影響排除と環境の浄化
 - ・5ない運動
 - ①暴力団に施設を利用させない
 - ②暴力団に資金を提供しない
 - ③暴力団を恐れない
 - ④暴力団を利用しない
 - ⑤泣き寝入りしない

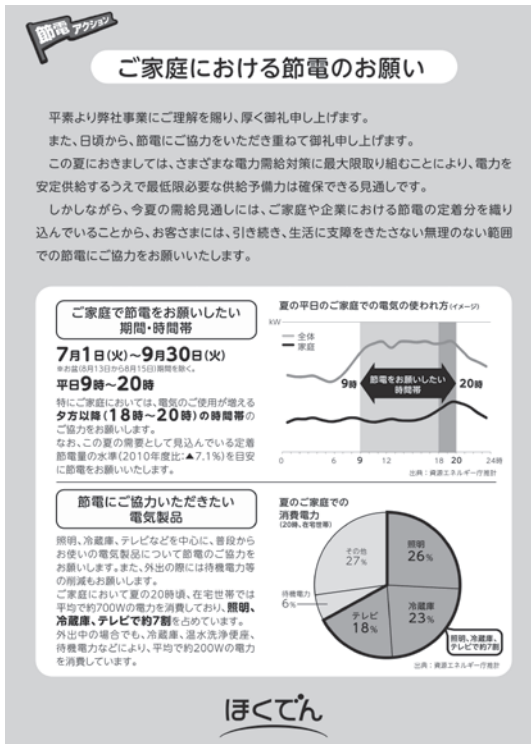
しかし、大規模な発電所のトラブルが発生した場合は、安定した電力供給ができない可能性が懸念されます。
そのため、経済活動や日常生活への影響を回避した無理のない形で節電にご協力をお願いします。特に高齢者、乳幼児の方々においてはそれぞれの事情のもと、可能な範囲でご協力願います。

節電のご協力をお願い

平成26年度夏季の北海道電力管内の電力需給は、平成22年並みの猛暑や経済成長による需要の増加を織り込んだうえで、安定した供給に最低限必要な予備率3%を確保できる見通しです。

■平成26年度夏季の節電協力要請期間

7月1日(火)から9月30日(火)までの平日(ただし8月13(15日を除く)
※本期間中の午前9時から午後8時までの11時間が対象となります。



国民健康保険税

～税率を見直します～

◆低所得者にかかる軽減の拡充とあわせて、基金を活用して保険税を引き下げ、被保険者の負担軽減を図ります。

※納税通知書は

7月中旬にお届けします。

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各税率および課税限度額の見直し

【平成25年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.2%	2.2%	1.5%
資産割	25.0%	5.0%	3.0%
均等割	24,000円	6,500円	6,500円
平等割	32,000円	8,500円	8,500円
課税限度額	510,000円	140,000円	120,000円

【平成26年度】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.1%	2.1%	1.5%
資産割	25.0%	4.0%	3.0%
均等割	24,000円	7,000円	7,000円
平等割	30,000円	8,000円	8,000円
課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円

低所得者世帯にかかる軽減判定方法の見直し

軽減対象となる所得の基準	軽減割合	改正点
世帯の所得が33万円以下	7割	改正はありません
世帯の所得が33万円+24万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	5割	世帯主を含むよう改正 (世帯主以外の被保険者数→被保険者数)
世帯の所得が33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	2割	基準金額を改正 (35万円→45万円)

※特定同一世帯所属者数…後期高齢者医療制度に移行する際に、国民保険の被保険者であって、引き続き同一世帯の後期高齢者の人数

介護保険料

～65歳以上は保険料据え置き～

65歳以上の方の介護保険料は平成26年まで据え置きになります。同保険料は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指すとともに、介護保険制度における給付サービスの確保を図るため策定した第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)に基づいて決定したものです。詳細は右の表を参照願います。

◆納付通知書は7月中旬にお届けします

保険料段階と介護保険料は、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定され、7月中旬に発送する「介護保険料納付通知書」でお知らせします。

平成26年度 介護保険料

段階区分	割合	対象となる被保険者(65歳以上の方)	年間保険料額
第1段階	基準額の0.5倍	生活保護を受給されている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	29,200円
第2段階	基準額の0.5倍	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	29,200円
第3段階(軽減)	基準額の0.63倍	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円以下の方	36,800円
第3段階	基準額の0.75倍	世帯全員が住民税非課税で第1段階・第2段階・第3段階軽減に該当しない方	43,800円
第4段階(軽減)	基準額の0.88倍	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	51,400円
第4段階	基準額	住民税課税世帯で本人が非課税、第4段階軽減に該当しない方	58,500円
第5段階	基準額の1.25倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が190万円未満の方	73,100円
第6段階	基準額の1.5倍	本人が住民税を課税されており、合計所得が190万円以上の方	87,700円

【お問い合わせ】 町税務課 課税グループ ☎ 73-7505